

## 心身障害者福祉手当

### 所得限度額表

扶養親族数	所得限度額(円)
0人	3,604,000
1人	3,984,000
2人	4,364,000
3人	4,744,000
4人	5,124,000
1人増すごとに加算	380,000

\* 受給者が20歳未満の場合、父母及び同居扶養親族の所得で判定します

\* 本人所得限度額の場合、70歳以上の同一生計配偶者・老人扶養親族のある方は、左記限度額に1人あたり10万円、特定扶養親族のある方は、1人あたり25万円加算されます

\* 税法改正による特例として、16歳から18歳までの扶養親族は特定扶養親族、16歳未満の扶養親族は一般扶養とみなして、扶養親族数を計算します

\* 分離課税される譲渡所得について、租税特別措置法に定める特別控除がある場合、控除後金額を適用します

\* 税制改正に伴い、給与所得・公的年金等に係る所得のある人は総所得金額等より10万円控除します(令和3年度所得より)

### 控除の種類と額

控除の種類	控除額(円)	備考
雑損控除額/医療費控除額	当該控除額	
社会保険料控除額	当該控除額	本人所得の場合
	80,000	扶養義務者等の所得の場合
小規模共済等掛金控除額	当該控除額	
配偶者特別控除額	当該控除額	上限33万円
障害者控除	270,000	本人所得の場合は本人分を除く
特別障害者控除	400,000	
寡婦控除	270,000	
ひとり親控除	350,000	令和2年度まで特別寡婦控除
勤労学生控除	270,000	